

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇
初利発発	振額最	發	用振	の法發号名	向基年	財	○
期率行行	替低	行	等替	條律行稱	けづ	個	財
利価日	單額	額	法	項及の	平國	務人	務
子格	面金		の適	び根	成債	省令	省告
				そ拠	及	二の	告示
				記	び	十發成	示第
					そ	五年	百債第
平年額	平整記	振	一万額機適下	（社）九二の施東年個	五件	五十八發	五年
成〇面成數載替	萬円面	用	（平債條十確策日）人	月等	年号行	五十三	等
二・金二倍又法	金はを振成	、第三保	（本）へ向	財十	四月	等三	等
十〇額十のはの	平額日受替	十株四年に	実大第利	務日	次月	第十四	号に
五五百五金記規	成で本け法	三式項法	関施震三利	大	の十	四十	に關
年パ円年額録定	二二銀る	一年等律	すす災十付	臣	と五	条第	する
十しに四にはに	十百行もと法	の第	するるか四國		お日	第	省
月セつ月よ、よ	四八とのい律	振百特	回庫債		りに	十	省
十シき十る最る	年十すとう第	替十別	（債券）		告	四	令
五ト百五も低振	度億るし。七	措七復	（太郎）		示	行項	（
日円日の額替	予八。、十	置号	（太郎）		す	の平	の規
を支	と面口	必	（太郎）		るた	成	。個定
払	す金座	興	（太郎）		。個人	十	人四
期	る額簿	（固定）	（太郎）				
	。のの	（三）					

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成二十八年四月十五日額面金額百円につき百円
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十六年四月十五日以後において行うこ
ととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により
算出された金額とする。

$$\frac{\text{額面} \times 1}{\text{額} \times 2}$$

とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日に同じ。）。

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) × 2 - 受入経過利子に相当する金額) における金額は、次の算式により算出し、その算出結果に田未満の端数が

円生じる。満たない場合は切捨てとし、一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債に相当する年財務省令第六十八号（平成四十年十二月三十日）第44条の規定する（次号に記載のとおり）と同一である。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十六年十月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100} \times 2$

十七 中途換金

市都二昭村相む障十和け前
の市百和（続。害者）に五二特人
とあ十二十條が扶養信託契約
する。又はそ十九第一項に規定す
ては、含みの法律第十九第一項に規
定する特別（昭二十七号）第
六十一項の指定市又は当該市
の区域において、

災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかる債権たときには、当該個人向け国債を有する者と、平成二十六年四月十五日までの債権の中途換金を請求することができる。次に、その買取額は、その買取額とされる。この算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年四月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) + \text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

(二) 平成二十六年四月十五日の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額})$$